

マチダ カラン洗浄剤  
作成日 2000/01/09  
改定日 2024/06/30

## 安全データーシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名 マチダ カラン洗浄剤  
会社名 町田商事株式会社  
住所 東京都練馬区東大泉 7-25-1  
電話番号 03-5905-5670  
FAX 番号 03-5905-5674

### 2. 危険有害性の要約

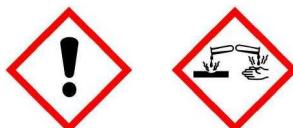
#### GHS 分類

##### 物理化学的危険性

健康に対する有害性 急性毒性（経口） 区分 4  
皮膚腐食性・刺激性 区分 1  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分 1  
環境に対する有害性 水生環境有害性（急性） 区分 3

※上記で記載の無い危険有害性情報は区分に該当しない（分類対象外含む）及び分類できない

#### GHS ラベル要素・絵表示又はシンボル



注意喚起語	危険
危険有害性情報	飲み込むと有害 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 水生生物に有害
注意書き	
安全対策	保護手袋・保護眼鏡は必ず着用 眼に入ると刺激痛がし、放置すると角膜を損傷する懼れ有り スプレーでの使用はミストを吸入するので不可 環境への放出を避ける
応急措置	飲み込んだ場合は直ちに口を灌ぎ医師の診察を受ける 皮膚に付着した場合は汚染衣類を脱ぎ直ちに水で洗う 眼に入った場合流水で数分間よく洗う。次にコンタクトレンズ着用で容易に外せる場合は外して洗浄を続け医師に連絡する
保管	容器を密閉し換気の良い場所で保管する 他の洗剤と混触不可
廃棄	内容物や容器を国、都道府県、市町村の規則に従って廃棄する 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼する
他の危険有害性	データ無し

### 3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
成分・含有量 CAS No.	
過ギ酸 3%	107-32-4
チタン HF 3%	17439-11-1
過炭酸 Na 3%	15630-89-4
冰酢酸 0.9%	64-19-7
クエン酸、精製水、他	

### 4. 応急措置

吸入した場合	・直ちに被災者を新鮮な空気の有る場所に移し症状により医師の診察を受ける スプレー、噴霧器はミストを吸入するので不可
皮膚に付着した場合	・直ちに多量の水で良く洗い流す 放置すると染み痛みがする 汚染した衣類は脱ぐ。再使用する場合は洗濯すること
目に入った場合	・直ちにまぶたを開いて流水で洗眼(5分以上)し、医師の診察を受ける
飲み込んだ場合	・刺激痛がして飲み込む事は出来ないが希釀液を飲み込んだ場合は直ちにアルカリ飲料を飲ませ症状により医師の診察を受ける 意識が無い場合は何も与えては成らない
急性症状及び遅発性症の最も重要な徴候症状	情報無し
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	情報無し
医師に対する特別な注意事項	情報無し

### 5. 火災時の措置

適切な消火剤	・不燃性物質。周辺火災に適した消火剤を使用する
使ってはならない消火剤	・特になし
火災時の特有の危険有害性	・特になし
特有の消火方法	・不燃性物質。危険でなければ容器を火災区域から移動する
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	・空気呼吸器を含め適切な保護具を着用する

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	・8項参照
環境に対する注意事項	・河川に流れない様にする。12項参照
封じ込め及び浄化の方法及び機材	・少量の場合はウエスで拭き取る。多量の場合は石灰乳で中和し多量の水で灌ぎ流す。作業には簡易雨具を着用する
二次災害の防止策	・塩素系とは混触しないよう注意する

### 7. 取り扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	・カラントから幾分の水を出しながら使用する(下面材質の保護)
	・各種の鉱物を分解するので材質テストは必ず行う・乾いてから観察する。滴れ液に注意する。アルミメッキ・カラーサッジは不可
	・容器を転倒若しくは落下する等の衝撃を与えない
安全取扱い注意事項	・作業中は換気を良くする・保護手袋ゴーグル型眼鏡は必ず使用
	・長時間のメンテ、洗浄面と近接の場合はカルキ入りマスクを使用する
	環境により簡易雨具を着用し皮膚に掛からぬ様注意する

## マチダ カラン洗浄剤

接触回避	・スプレー、噴霧器はミストを吸入するので不可 ・取説、SDSを参照してから使用する ・塩素系とは混触しない（二酸化塩素ガスが発生する） ・強アルカリ物質と混触しない
衛生対策	・取扱後は手を洗う
保管	安全な保管条件 ・密栓した容器で直射日光を避け換気の良い暗所で保管する 安全な容器包装材料 ・ポリエチレン等の石油製品を使用する 小分けする場合は容器の材質テストを必ず行う ・発泡スチロール、ガラスは不可

## 8. 暴露防止及び保護措置

設備対策	・特に記す事は無いが盜難と子供に注意する
管理濃度	・設定されてない
許容濃度	・設定されてない
保護具	呼吸用保護具 ・状況によりカルキ入り保護マスク使用 7項参照 手の保護具 ・ゴム手袋 穴が開いていないか確認する 目の保護具 ・ゴーグル型保護眼鏡（眼に入ったら即、水で洗眼する） 皮膚及び身体の保護具 ・状況により簡易雨具着用

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	・薄赤色液体
臭い	・無臭に近いが幾分の酸性液臭がする
pH	・4～5
沸点又は初留点及び沸点範囲	・80 °Cを超える
融点・凝固点	・データ無し
蒸気圧・密度	・データ無し
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	・データ無し
可燃性	・不燃性物質
引火点	・データ無し
自然発火点	・不燃性物質
分解温度	・データ無し
動粘性率	・データ無し
溶解度	・水に溶解
n-オクタノール/水分配係数	・データ無し
蒸気圧	・データ無し
密度及び/又は相対密度	・データ無し
相対ガス密度	・データ無し
粒子特性	・データ無し

## 10. 安定性及び反応性

反応性	・此の製品自体は反応しない
化学的安定性	・通常の取扱条件下では安定で有る
危険有害性反応可能性	・高温にすると含有成分が蒸気として放出し危険で有る ・各種の鉱物を分解する アルミを含有するカランとは表面反応を

	おこす(変色)
避けるべき条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高温及び衝撃による破損</li> <li>・直射日光、熱、強アルカリ物質との混触</li> </ul>
混触危険物質	・他の工業薬品と混触しない・特に塩素系物質、過酸化水素
危険有害な分解生成物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩素剤と混触すると有毒な二酸化塩素ガスが発生する</li> <li>・高温にすると含有成分が放出する</li> </ul>

## 1 1. 有害性情報

### 急性毒性

経口	• rat LD50=1500mg/kg (IUCLID,2000) 区分 4
経皮	• 分類できない
吸入(気体)	• GHS 定義における液体
吸入(蒸気)	• データ無し
吸入(粉じん、ミスト)	• データ無し ・噴霧使用はミストを吸入するので不可
皮膚腐食性・刺激性	• 皮膚に触れたら即水洗いしないと激しく染み痛みがする 放置すると浸み痛みがし酸焼け(皮膚腐食)する
眼に対する損傷性、刺激性	• 即、洗眼しないと角膜を損傷する
呼吸器感作性	• データ無し
皮膚感作性	• データ無し
生殖細胞変異原性	• データ無し
発がん性	• IARC・NTP・産衛学会に記載されていない
生殖毒性	• データ無し
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	• データ無し
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	• 分類できない
	※酸への反復又は長期ばく露により歯の酸触、口腔内の炎症、気道疾患を引き起こす恐れがある
誤えん有害性	• データ無し

## 1 2. 環境影響情報

### 生態毒性

水生環境有害性(短期/急性)	・魚毒性(ファットヘッドミニー) LC50=70.7mg/L/96H 区分 3
水生環境有害性(長期/慢性)	・区分に該当しない
	魚の棲息する河川に流れないよう注意する 13 項参照
残留性・分解性	・データ無し
生体蓄積性	・無し
土壤中の移動性	・データ無し
オゾン層への有害性	・データ無し

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量の場合は石灰乳で中和(ph7)し、多量の水で希釈して廃棄する BOD COD 厳守</li> <li>・河川法及び地方条例に従う事</li> <li>・内容物や容器を国、都道府県、市町村の規則に従って廃棄する都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼する</li> </ul>
汚染容器及び包装	・空容器を廃棄する場合は良く濯ぎ洗いする事

#### 14. 輸送上の注意

- |         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 航空規制情報  | ・ ICAO/IATA の規定に従う事                |
| 国内規制    | ・ 国内法に従う                           |
| 特別な安全対策 | ・ 容器の破損、漏れが無い事を確認<br>・ 荷崩れ防止を確実に行う |

#### 15. 適用法令

- |           |   |
|-----------|---|
| 労働安全衛生法   | ・ 第 57 条の 2 施行令 18 条の 2 別表第 9(SDS) ・ チタン HF |
| 消防法       | ・ 非該当                                       |
| 航空法       | ・ 腐食性物質                                     |
| 船舶安全法     | ・ 腐食性物質                                     |
| 水質汚濁防止法   | ・ PH5.8 以上 8.6 以下にして廃棄する・地方条例に従う事           |
| 水道法/下水道法  | ・ 規制物質・チタン HF 8mg/L(F, 海域以外)、15mg/L(F, 海域)  |
| 毒劇法（薬事法）  | ・ 非該当（普通物）                                  |
| P R T R 法 | ・ 非該当                                       |

#### 16. その他の情報

記載内容は入手できる資料、情報に基づいておりますが混合物のため成分、含有量、危険有害性等につきまして保証するものではありません。また変更になる事が御座います

- 事故災害例無し
- 本 S D S は JIS Z7253:2019 に準拠して作成しています
- 引用文献
  - 化学薬品混触危険ブック 東京消防庁編
  - 厚生労働省生活衛生局化学品安全課
  - (社) 日本化学工業会
  - 化学工業日報